

表 紙

投票時に身分証明書の提示を求める請願

紹介議員

佐々木 正人



投票時に身分証明書の提示を求める請願

請願趣旨

(2024年)

第50回衆議院選挙において、神奈川県綾瀬市で投票権のない外国人が投票し

その票が有効票として取り扱われるという事件が発生しました。選挙権は、日本

国民に与えられた基本的な権利であり、綾瀬市の事件はその権利が損なわれる

重大な事件であると考えています。習志野市においてもこのような事件が発生し

ないように、再発防止策として有権者に対して投票時に身分証明書の提示を求め

る必要があると考えています。

以上の理由により、下記の項目について請願します。

請願項目

- 1 習志野市で行われる全ての選挙において、有権者に対して必ず身分証明書の提示を求めること。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願します。

2025年1月10日

住 所 習志野市大久保4-6-19-3

ふりがなもちつき やすひろ
氏 名 望月 保宏

電話番号

習志野市議会議員 佐々木 秀一 あて

習志野市内における環境美化を目的とした
喫煙所整備に関する請願

紹介議員 相原 和幸



習志野市内における環境美化を目的とした喫煙所整備に関する請願

(請願項目)

1. 市民および国からの要請に答えて、市として過料徴収区域に環境美化を目的とした十分な公設喫煙所を設置すること
2. 特に、利用者の多い JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺は早急に公設喫煙所を設置すること
3. 公有地が不足する場合、民間事業者が喫煙所を整備・維持するための補助制度を設けること

(請願趣旨)

習志野市では、2015 年 2 月に JR 津田沼駅北口と津田沼 1 丁目広場の公設喫煙所を撤去。2017 年 1 月に JR 津田沼駅南口の公設喫煙所を撤去となり、現時点で公共の喫煙所は 1 か所もありません。令和 6 年の定例会にて、ポイ捨て等に関する一般質問の答弁では「JR 津田沼駅におきまして、南北の喫煙所が撤去されて以来、以前北口側の喫煙所があったところを見ると、まだポイ捨てをしている、たばこの吸い殻が落ちている」と津田沼駅の現状についての質疑がございました。喫煙所撤去以降、津田沼駅周辺（禁煙等強化区域）のポイ捨ては増加しています。特に、禁煙等強化区域周辺のコインパーキング等での民有地ではポイ捨てが増加しており、たばこの吸い殻だけでなく、ゴミがゴミを呼び、飲食物や空き缶・ペットボトル等が散乱しております。今もたばこ販売店や飲食店をはじめとした民間事業者が、地域の美化のために喫煙所を維持している施設もありますが、当該施設はたばこのポイ捨てによる火災の被害を懸念して使命感を持って設置しております。しかし、たばこ販売店は高齢化も進み、このまま維持していくことは困難な状況です。私達だけの力では喫煙所の整備や維持・管理は大変厳しいのが実情です。このまま行政による喫煙所整備がなされず、民間でも整備されない場合、街の環境美化と安全は損なわれます。

一方で、昨年 4 月には国から地方自治体に対して通知「地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について」がなされており、「駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう」要請がなされました。また同年 10 月の事務連絡「分煙施設に係る整備方針の策定及び整備状況等に関する調査結果及び参考事例集の送付について」においては、政令市・中核市・特別区の 80%以上の自治体で分煙施設を積極的に整備しており、設置により路上喫煙やポイ捨ての減少といった効果について記載されております。

習志野市においても地方たばこ税が令和 5 年度に約 9 億円収められており、こちらの一部を活用し、市による公設喫煙所の設置及び民間事業者が運営出来るような補助制度を創設して頂きたいと考えております。市民が住みやすく、働きやすく、安全できれいな街を作るために、習志野市におかれましては街の実情について私共の意のあるところをお汲み取りいただき、ご賢察賜りますようお願い申し上げます。

地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願します。

令和 7 年 2 月 6 日

住所 : 千葉県千葉市中央区椿森2-16-15

電話番号 :

氏名 :

新千葉県たばこ商業協同組合
会長 岩田 富久司

習志野市議会議長殿

佐々木 秀一

(参考資料)

- 2024.4.1 総務省自治税務局長通知:「地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための 分煙施設の整備促進について」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000939971.pdf
- 2024.10.11 総務省事務連絡:「分煙施設に係る整備方針の策定及び整備状況等に関する調査結果及び参考事例集の送付について」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000975206.pdf

習志野市役所における会計年度任用職員について、フルタイムからパートにされた職員を元のフルタイムに戻すよう求める陳情

陳情趣旨

習志野市は、2020年4月、会計年度任用制度開始に当たり、フルタイム非正規職員約400名の勤務時間を1日当たり7時間45分から7時間に削減し、「パート化」しようとしてしました。

「パート化」により、①日給制から月給制に移行、②退職金支給などの「処遇改善」の対象から外れることへの反発が広がり、約400名のうち半分の約200名については「パート化」を撤回したものの、約半数の200名は現在も45分(1日)削減された「パート」のままとなっている。

ここで問題となるのは、令和2年フルタイム勤務とすべき標準的な仕事量がある職について、勤務時間をフルタイムよりわずかに短く設定したことであり、国はこれを「改正法の趣旨に反し、不適切」としています。

こうした状態を改めるよう総務省から再三再四通知が出されたにも関わらず、習志野市はこれを一顧だにしない姿勢を取り続け、無視しています。

当初市側は400名と言っておきながら半数の200名に変更したことにも表れているように、この「パート化」には合理的な理由がありませんし、当該職員への説明や合意もありませんでした。

昨日までフルタイムで一緒に働いていた職員が、急にフルタイムとパートにわけられてしまったわけです。

改正法の趣旨に沿わないでこうした不当な「差別」「不公平」「不公正」を職場にもちこんだことは「道義的な面」から考えても許されません。

さらに、今日本の経済的な面を考慮しますと穀物、野菜など諸物価の高騰が顕著になっており、エンゲル係数が四十数年ぶりの高い状態となっていると言われていています。特に低所得の方たちの経済状態を考えますと非情なやり方と言わざるを得ません。

以上の理由から、下記の項目について陳情します。

陳情項目

- 1 フルタイムからパートにされた約200名の会計年度任用職員の勤務時間を直ちに従来のフルタイムに戻すこと

2025年2月13日

住所

住所

氏名

電話番号

習志野市香澄 1-5-3-208
高橋 政敏

習志野市議会議長 佐々木秀一 あて

